

## 沖縄県認知症高齢者等見守り活動事業実施要綱

### (趣旨)

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等とその家族等が安心して暮らせる社会づくりのため、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、地域全体の見守り体制を構築していく必要がある。

認知症高齢者等の見守り体制の強化と行方不明時の早期発見できるよう認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークの構築を図ることを目的とする。

### (定義)

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等  
認知症高齢者及び若年性認知症者
- (2) 家族等  
認知症高齢者等の配偶者、親族、後見人、現に監護している者
- (3) 認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク  
認知症高齢者等見守り・SOS ネットワークとは、①「見守りネットワーク」と②「SOS ネットワーク」との2つのネットワークからなる。  
①「見守りネットワーク」とは、認知症高齢者等が行方不明になるおそれがある場合、情報を市町村等に事前登録し、一人ひとりの見守り体制を検討し、日頃の見守りを地域のネットワーク構成員・機関で行い、行方不明の未然防止につながる見守りネットワークである。  
②「SOS ネットワーク」とは、行方不明時に、ネットワーク構成員・機関に情報発信し、早期発見に取り組むネットワークである。  
①と②のネットワークは、両輪のネットワークである。
- (4) ネットワーク構成員・機関  
警察、消防、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護保険事業所、公共交通機関（タクシー会社、バス会社等）、新聞社、郵便局、銀行、コンビニエンスストア、民生委員、自治会、認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター 等

### (役割)

- (1) 沖縄県高齢者福祉介護課  
市町村からの依頼を受け、県内外の関係機関に対して行方不明者の早期発見の協力依頼を行うほか、行方不明者に関する情報の取扱いについて、広域的な連絡調整を行う。  
市町村等が認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク構築に向けて、広域的な必要な支援を行う。
- (2) 市町村の認知症施策担当課  
認知症高齢者等見守り・SOS ネットワークを構築し、見守り体制の強化と行方不明時の早期発見のための取組を行う。

### 附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。